

相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先		
医を併せ行う販売業台	薬局において販売・授与する医薬品の区分	薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く) ・ 薬局製造販売医薬品 要指導医薬品 ・ 第1類医薬品 ・ 指定第2類医薬品 第2類医薬品 ・ 第3類医薬品
	特行 特定 定う 販場 売合 を	医薬品の区分 薬局製造販売医薬品 ・ 第1類医薬品 指定第2類医薬品 ・ 第2類医薬品 ・ 第3類医薬品
	インターネットを利用して広告するとき主たるホームページの構成の概要	別紙のとおり
備考		

## (記入上の注意)

1. 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
2. 薬局において販売・授与する医薬品の区分欄は該当するものを○で囲むこと。
3. 特定販売を行う場合の医薬品の区分欄は該当するものを○で囲むこと。
4. インターネットを利用して広告するとき主たるホームページの構成の概要欄には、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。